

有期特措法の第二種計画認定申請において、「高齢者雇用推進者の選任のみ」を行う場合、添付書類は「高齢者雇用状況報告書」のみで構いません。

第二種計画認定・変更申請書 + 高齢者雇用状況報告書（写し）

**必要最小限でOK**

ここをチェック！

企業全体の常用労働者が30人以上の事業主に作成・提出義務があります。

「2. 雇用管理に関する措置の内容」の記載内容について

- 2 第二種特定有期雇用労働者の特性に応じた雇用管理に関する措置の内容
- 高齢者雇用推進者の選任**
  - 職業訓練の実施
  - 作業施設・方法の改善
  - 健康管理、安全衛生の配慮
  - 職域の拡大
  - 職業能力を評価する仕組み、資格制度、専門職制度等の整備
  - 職務等の要素を重視する賃金制度の整備
  - 勤務時間制度の弾力化
- チェック！  
(1つ以上の項目でOK)

高齢者雇用状況報告書

高齢者等の雇用の安定等に関する法律施行規則第23条第1項の規定により 平成 年 月 日現在の状況と下記のとおり報告します。

高齢者雇用推進者	役職	課長	氏名	氏名
----------	----	----	----	----

空欄の場合は選任書(辞令)などを添付

「3. その他」の記載内容について

パターン① 65歳以上への定年を引き上げと定めている場合

- 3 その他
- 高齢者雇用安定法第9条の高齢者雇用確保措置を講じている。
  - 65歳以上への定年の引き上げ
  - 継続雇用制度の導入
  - 希望者全員を対象
  - 経過措置に基づく労使協定により継続雇用の対象者を限定する基準を利用
- 必ずチェック！**

高齢者雇用状況報告書

高齢者等の雇用の安定等に関する法律施行規則第23条第1項の規定により 平成 年 月 日現在の状況と下記のとおり報告します。

定年制	⑦定年	<input type="checkbox"/> イ 定年なし <input checked="" type="checkbox"/> ロ 定年あり (定年年齢 <b>65</b> 歳)
-----	-----	--

65歳以上であればOK

パターン② 継続雇用制度を導入し、希望者全員を再雇用と定めている場合

- 3 その他
- 高齢者雇用安定法第9条の高齢者雇用確保措置を講じている。
  - 65歳以上への定年の引き上げ
  - 継続雇用制度の導入
  - 希望者全員を対象
  - 経過措置に基づく労使協定により継続雇用の対象者を限定する基準を利用
- 必ずチェック！**

高齢者雇用状況報告書

高齢者等の雇用の安定等に関する法律施行規則第23条第1項の規定により 平成 年 月 日現在の状況と下記のとおり報告します。

定年制	⑦定年	<input type="checkbox"/> イ 定年なし <input checked="" type="checkbox"/> ロ 定年あり (定年年齢 <b>60</b> 歳)
継続雇用	⑧定年の改定予定等	<input type="checkbox"/> イ 改定予定あり(平成 年 月より 歳) <input type="checkbox"/> ロ 廃止予定あり(平成 年 月に廃止) <input type="checkbox"/> ハ 改定又は廃止を検討中 <input type="checkbox"/> ニ 改定・廃止予定なし
	⑨継続雇用制度	<input checked="" type="checkbox"/> イ 就業規則等で継続雇用制度を定めている → a 継続雇用先 ( <input type="checkbox"/> (イ) 自社 <input type="checkbox"/> (ロ) 親会社・子会社等 (以下「子会社等」という) <input type="checkbox"/> (ハ) 関連会社等 ) → b 対象 → <input checked="" type="checkbox"/> (イ) 希望者全員を対象 ( <b>6.5</b> 歳まで雇用 更に基準に該当する者を 歳まで雇用 基準の根拠 ( <input type="checkbox"/> (a) 労使協定を締結して就業規則等に反映 <input type="checkbox"/> (b) 労使協定を締結せず就業規則等のみ ) ) <input type="checkbox"/> 継続雇用制度

パターン③ 継続雇用制度を導入し、経過措置に基づく労使協定により継続雇用の対象者を限定と定めている場合

- 3 その他
- 高齢者雇用安定法第9条の高齢者雇用確保措置を講じている。
  - 65歳以上への定年の引き上げ
  - 継続雇用制度の導入
  - 希望者全員を対象
  - 経過措置に基づく労使協定により継続雇用の対象者を限定する基準を利用
- 必ずチェック！**

高齢者雇用状況報告書

高齢者等の雇用の安定等に関する法律施行規則第23条第1項の規定により 平成 年 月 日現在の状況と下記のとおり報告します。

定年制	⑦定年	<input type="checkbox"/> イ 定年なし <input checked="" type="checkbox"/> ロ 定年あり (定年年齢 <b>60</b> 歳)
継続雇用	⑧定年の改定予定等	<input type="checkbox"/> イ 改定予定あり(平成 年 月より 歳) <input type="checkbox"/> ロ 廃止予定あり(平成 年 月に廃止) <input type="checkbox"/> ハ 改定又は廃止を検討中 <input type="checkbox"/> ニ 改定・廃止予定なし
	⑨継続雇用制度	<input checked="" type="checkbox"/> イ 就業規則等で継続雇用制度を定めている → a 継続雇用先 ( <input type="checkbox"/> (イ) 自社 <input type="checkbox"/> (ロ) 親会社・子会社等 (以下「子会社等」という) <input type="checkbox"/> (ハ) 関連会社等 ) → b 対象 → <input checked="" type="checkbox"/> (イ) 希望者全員を対象 ( <b>6.2</b> 歳まで雇用 *平成31年4月1日以降は、年齢が引き上がります。 更に基準に該当する者を <b>6.5</b> 歳まで雇用 基準の根拠 ( <input checked="" type="checkbox"/> (a) 労使協定を締結して就業規則等に反映 <input type="checkbox"/> (b) 労使協定を締結せず就業規則等のみ ) ) <input type="checkbox"/> 継続雇用制度

ご不明な点のお問い合わせは 秋田労働局 雇用環境・均等室まで  
TEL: 018-862-6684  
FAX: 018-862-4300

